## 自己資本の構成に関する開示事項(平成29年6月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

1. 建	<b>祐日</b>	己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)			(年12	1: 百万円、%)
国際様式 該当番号 (注)		項目	当四半期末 (29年6月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年3月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株式	等Tie	r1資本に係る基礎項目				
		普通株式に係る株主資本の額	516,680		506,982	
	1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	86,727		86,759	
	2	うち、利益剰余金の額	432,969		427,451	
	1c	うち、自己株式の額(Δ)	3,017		3,154	
	26	うち、社外流出予定額(△)	-		4,073	
		うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
	1b	普通株式に係る新株予約権の額	255		343	
	3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	171,486	42,871	164,606	41,15
	5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
		経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,841		3,790	
		うち、非支配株主持分に係る経過措置によるものの額	3,841		3,790	
	6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	692,263		675,722	
普通株式		er1資本に係る調整項目				
		無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,971	742	2,901	72
	8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	<u> </u>	-		
	9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,971	742	2,901	72
	10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		-		
		株型代金貝座(『行左兵に示るものとはへ。)の根 繰延へッジ指益の額	△ 187	△ 46	86	2
		藤延へ9ン損益の限   適格引当金不足額	3,596			
			3,390	033	4,505	1,03
		<u>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</u> 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		<del>-</del>	. <del>                                     </del>	<del>                                     </del>
			10.077	2.210	10 100	2.00
		退職給付に係る資産の額	13,277	3,319	13,188	3,29
		自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	5	1	4	
		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		_		
		少数出資金融機関等の普通株式の額	8,998	2,249	8,142	2,03
19+20	0+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	_		
	19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	_	_	-	
	20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	_	
	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	-	-
	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	-	_	-
	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	_	-	_	
	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	-
	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	_	-
	27	その他Tier1資本不足額	-		-	
		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	28,662		28,694	
普通株式			,			
		普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	663,601		647,028	
その他Tie		本に係る基礎項目	,			
( 0) (0		その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	Ι -		_	
<b></b>		その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	1 _		1 _	
30		その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	_		<del> </del>	
<b></b>		ての他TIEFT貝本調達于段に体る貝頂の顔 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	_		<del> </del>	
<u> </u>		特別日的芸社寺の発行するその他 Tierl 資本調達手段の額 その他 Tierl 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	6,109		6,028	
			0,109		0,028	
3:		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		<del>                                     </del>	
	33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			<del>-</del>	
	35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額				
		経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	_			
		うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	_			
		その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二)	6,109		6,028	
その他Tie		本に係る調整項目				
	37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_	_	-	
		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
	39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額			·	
		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_		-	
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	449		546	
		うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	449		546	
	42	Tier2資本不足額	-		_	
		その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	449		546	
その他Tie			7.10			
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5,659	·	5,482	
Tier1資本		<b>、 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</b>	0,000		0,402	
良平		Tier1資本の額((ハ)+(へ))(ト)	669,261	·	652,510	
	+0	IC   具 <b>个</b> V ((、( / ) / T ( * ) / ( 下 )	000,201		032,310	

エ の次十にな	7 甘珠石口				
Tier2資本に係				1	
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		_	
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		_	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_		-	
	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,437		1,418	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	=		=	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	121		122	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	121		122	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	=		=	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	27,479		26,330	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	27,479		26,330	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	29.038		27,871	
Tier2資本に係					
	自己保有Tier2資本調達手段の額	_	_	_	_
	自己体有いerz具本調達于校の観 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
		10.100	0.500	0.510	0.070
	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	10,123	2,530	9,513	2,378
	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	449		546	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	_		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	449		546	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	10,573		10,059	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)ー(リ))(ヌ)	18,465		17,811	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	687,726		670,322	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	8,947		8,866	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に	·	$\overline{}$	·	
	係る経過措置によるものの額	742		725	
		3,319	$\overline{}$	3,297	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	3,313		3,297	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの	4		3	
	<b>创</b>				
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	4,881		4,840	
	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,303,352		3,249,271	
連結自己資本					
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	20.08		19.91	
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	20.26		20.08	
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.81		20.62	
調整項目に係	る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	70,671		68,739	
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,250		8,314	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	_		=	
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
	一般貸倒引当金の額	121		122	
	一般貸倒引当金の係 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	274		283	_
	一般負担51日並に除る11erz員本界八工版領 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテー	2/7		200	$\overline{}$
70	内部恰付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人寺向けエクスポーンヤー及いリテー    ル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零				
/0	か同りエンスパーンヤーの場合技大銀の自計銀を在床した銀(当該銀が寄を下回る場合にありては、寄とする。)	_			
	適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
	に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額				
83	が零を下回る場合にあっては、零とする。)			-	/
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額				
85	が零を下回る場合にあっては、零とする。)	=		-	
					_

<sup>(</sup>注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における 開示様式に記載された項目番号です。

## 2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

<u>Z. :</u>	単体目	己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)			(単位	∷百万円、%)
国際棉 該当番 (注)		項目	当四半期末 (29年6月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年3月期)	経過措置に よる不算入 額
普通棋	朱式等Ti	r1資本に係る基礎項目				
1a+2	2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	493,706		484,616	
	1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	84,813		84,844	
	2	うち、利益剰余金の額	411,910		406,979	
	1c	うち、自己株式の額(△)	3,017		3,154	
	26	うち、社外流出予定額(△)	-		4,053	
		うち、上記以外に該当するものの額	_		-	
		普通株式に係る新株予約権の額	255		343	
	3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	168,570	42,142	161,868	40,467
		経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
# '조 H		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	662,533		646,828	
古进材		r1資本に係る調整項目	0.776	604	0.004	671
	8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,776	694	2,684	671
	8	うち、のれんに係るものの額	2,776	694	2,684	671
	10	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,776	094	2,084	0/1
		繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 緑延みいご提供の額	△ 187	△ 46	86	21
		繰延ヘッジ損益の額 適格引当金不足額	5,327	1,331	5,883	1,470
		<u> 趣俗引き金个足額</u> 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	- 0,327	1,331	- 0,003	1,470
		<u> 証券10収51に行い省加した自己員本に相当する額</u> 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_
		前払年金費用の額	9,673	2,418	9,738	2,434
		自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	5	1	4	1
		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	_	_
		少数出資金融機関等の普通株式の額	9,796	2,449	8,890	2,222
19		特定項目に係る十パーセント基準超過額	=		=	
	19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
	20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_	-	-
	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	-	-	-
	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	-	-
	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	-	
		その他Tier1資本不足額	665		735	
44 VT 14		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	28,057		28,022	
晋通梯	朱式等Ti		1			
7011		普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(ロ))(ハ)	634,475		618,805	
その他		本に係る基礎項目	I		1	
		その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		_	
30		その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	_		_	
	32		<del>-</del>		_	
	33+35	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
	33133	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	_		_	
	36	性週刊直によっての他には「真本に床る基礎項目の領に昇入されるものの領の占計領 その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二)	_		_	
その他		ての他 Heri 貝本に係る基礎項目の銀(二) 本に係る調整項目	1			
C 37 1E		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_	_		-
		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	_	-	_
		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	665		735	
		うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	665		735	
	42	Tier2資本不足額	-		-	
	43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(木)	665		735	
その他	也Tier1資					
	44	その他Tier1資本の額((二)ー(木))(へ)	_			
Tier1賞						
	45	Tier1資本の額((ハ)+(へ))(ト)	634,475		618,805	
Tier2資	資本に係	る基礎項目				
		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
l	70	Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		-	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_		-	
	47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額			-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	27,153		26,023	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	27,153		26,023	
	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	27,153		26,023	
Tier2資本に係					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	=
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	=
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	11,074	2,768	10,440	2,610
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	_	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	665		735	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	665		735	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	11,740		11,176	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)ー(リ))(ヌ)	15,413		14,847	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	649,888		633,653	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	8,416		8,381	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に 係る経過措置によるものの額	694		671	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	2.418		2.434	
		2,410	$\overline{}$	2,434	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの 額	4		3	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	5,299		5,272	
	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,216,811		3,163,372	
自己資本比率					
	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	19.72		19.56	
	Tier1比率((ト)/(ヲ))	19.72		19.56	
	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.20		20.03	
調整項目に係					
	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	68,267		66,429	
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,141		8,204	
	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		_	
	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	<u> </u>			
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	T .			
	一般貸倒引当金の額	-		_	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		_	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		_	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	_		_	
	過行が目立に除るTierz具を昇入工版級 に係る経過措置に関する事項			L	
	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額			_1	
			$\overline{}$		$\overline{}$
	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	_		_	

<sup>- (</sup>注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における 開示様式に記載された項目番号です。